

人間総合科学学術院・研究科「社会人大学院生に対する支援事業」

令和6年 7月 2日

人間総合科学学術院

人間総合科学研究科

1. 支援事業の概要

人間総合科学学術院・研究科では、令和6年度に人間総合科学学術院・研究科での研究成果を演者として学会、研究会、研修会で発表する社会人大学院生に対して、学会等への参加費と旅費の一部を支援します。参加費とは、参加費、参加登録費などで、論文集代や昼食代等は含みません。旅費は、交通費、宿泊費（実費）とし、上限額は筑波大学出張及び旅費に関する規則に準じます。

2. 「社会人大学院生」の取扱い

当支援事業に係る「社会人大学院生」とは、次に該当する者としします。

- (1) 職に就いている者（給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事に現に就いている者）

（TA、TF、RA が主たる職である者は「社会人」には該当しません）

- (2) 給料、賃金、報酬、その他の経常的な収入を得る仕事から既に退職した者

- (3) 主婦・主夫

のいずれかに該当する者。

3. 支援対象者

令和6年4月1日から令和7年3月31日の間に研究成果を演者として学会、研究会、研修会において発表するあるいは発表した社会人大学院生を対象とします。社会人枠あるいは一般枠で入学したかは問いません。ただし、申請は1人につき1件のみとします。

また、次のいずれかに該当する場合は支援の対象外となりますので、ご注意ください。

- (1) 共同研究者として学会等へ参加する場合
- (2) 他から旅費等の支援がある場合
- (3) 他大学等の勤務先において研究費を有している場合
- (4) 出張期間が休学期間中である場合
- (5) プログラム等に発表者の学生としての所属、「人間総合科学学術院」ないし「人間総合科学研究科」等の名称を記載できない場合

4. 支援者数

約50名（年度全体） （参考：令和5年度支援件数 15件）

5. 支援金額

上限額10万円 ： 予算総額500万円（昨年250万円）

6. 申請方法

- (1) 申請書（A4に1ページ以内）に必要事項を記入し、対応する支援室の大学院教務または各学位プログラム・専攻事務室に提出してください。

また、申請書に加えて、プログラム（学会名、日程、開催地、学会参加費、自身の発表が記載されているページのコピー（A4）に、自分の名前と発表題目にマーカーを記してください。）及び講演要旨のコピーを添付してください。申請時にプログラムが確定していない場合には、正式なプログラムが決定次第、出張前に必ず提出してください。

なお、申請が許可された場合は、旅費等の支出に必要な書類を提出していただきます。

(2) 締切日：令和6年7月19日(金) 正午

(3) 提出先：対応する支援室の大学院教務または各学位プログラム・専攻事務室

7. 審査方法

所属する学位プログラム・専攻において申請書類に基づき審査の上、最終的には人間総合科学学術院・研究科調整委員会で決定し、運営委員会に報告します。

8. 報告

この支援により学会等から表彰を受けた場合に限り、すみやかに「9. 問合せ」あてに報告してください。

9. 問合せ

学術院・研究科運営担当（電話:029-853-2991／e-mail:kenkyuuka-unei@un.tsukuba.ac.jp）

以 上